

京都市消防局訓令乙第17号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員分限取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

第2条第1項中「法第28条第1項第1号若しくは同項第3号の規定に該当するものとして職員を降任する場合又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「職員を」の右に「降任する場合又は」を加え、「勤務成績の不良」を「勤務実績が良くない場合」に改め、「若しくは適格性の欠如が明らかな場合」を削り、同条第4項中「職員を」の右に「降任する場合又は」を加える。

第4条中「法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは第11条の規定による上申により免職する場合又は」を削る。

第5条第1項中「第31条第1号」を「第34条第1号」に、「第31条第2号」を「第34条第2号」に改める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、本人の行方が不明で、前項の書面を交付できない場合の措置は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)